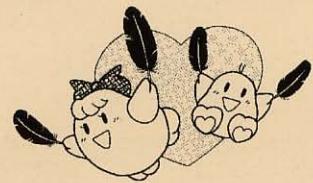


2004年2月 No.437



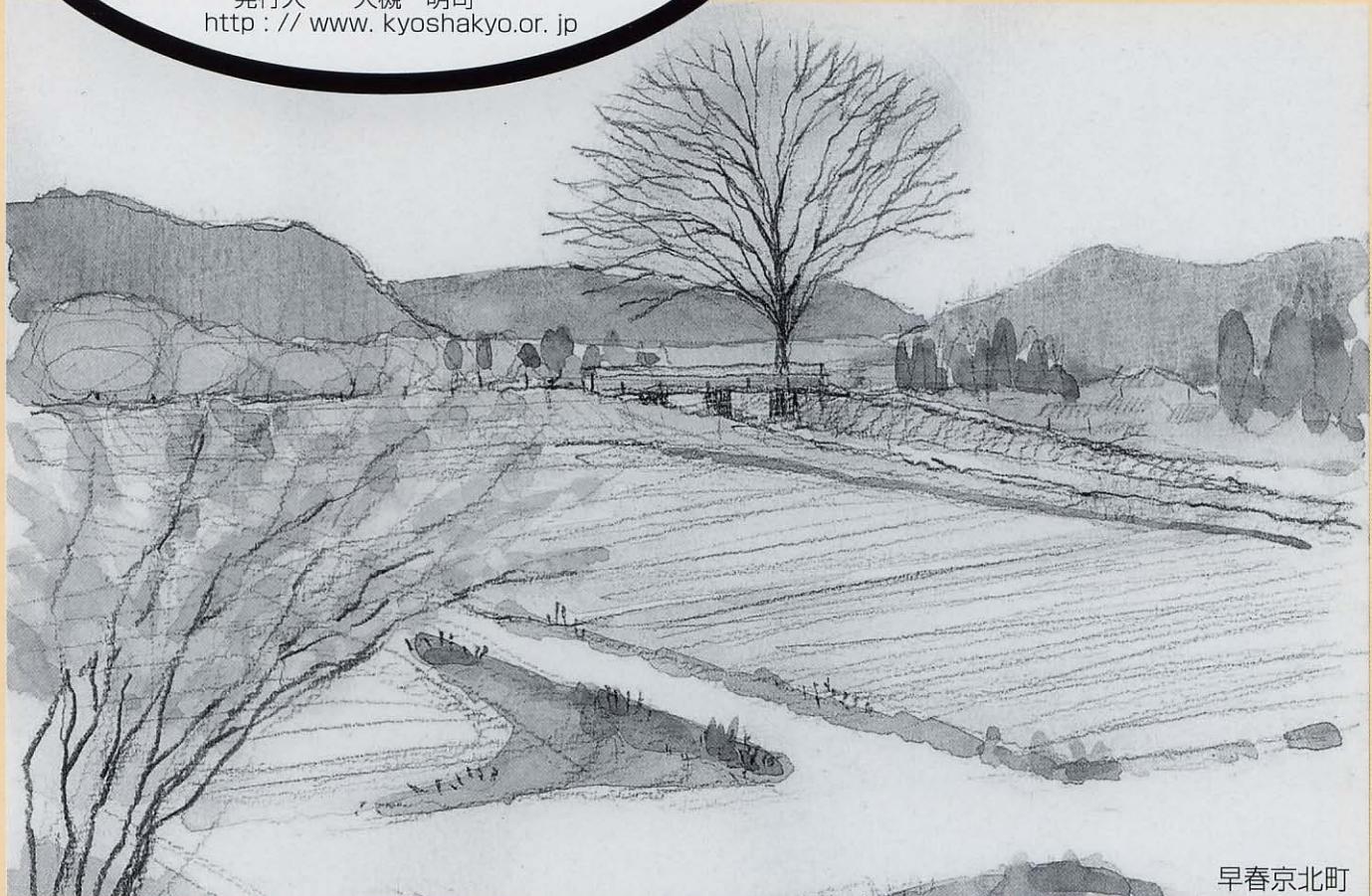
# 京都の福祉

発行 京都府社会福祉協議会

〒604-0874 京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6291 FAX 075-252-6310発行人 大槻 明司  
<http://www.kyoshakyo.or.jp>

## 主な記事

- 1面…もえくさ
- 2面…支援費制度の課題 Vol. 2
- 4面…京都府社協中期計画策定の取り組み
- 6面…きばってます～市町村社協の活動紹介～
- 7面…母子家庭等自立支援センター
- 8面…運営適正化委員会より



早春京北町

## もえくさ

毎年一月になると、神奈川県下の社協職員“五人衆”が京都にやってくる。この五人衆、九年前の「阪神・淡路大震災」で、京都府社協とともに福祉救援の「芦屋市現地事務所」を立ち上げた神奈川県下の先発隊だ。▲被災後、まだまだ混乱が続く中、被災者の生活課題やニーズに対し、「何ができるのか、何をなすべきか」体当たりで、走りながら支援の基礎を築き上げた人たちだ。彼等がやってきたたびに当時を思い起こす。▲先日、あるテレビ局で、「九死に一生」をテーマにした番組を見た。阪神・淡路大震災の被災地である北淡町が“行方不明者ゼロの町”隣近所の付き合いが命を救つた、と紹介していた。そういうれば芦屋でも、お年寄りや障害者、病人等に行き届いた援助が行なわれていた避難所は、町内会活動が根付いている地域だった。住民同士のつながりあいが“いざ”、という時にその真価を發揮する。▲振り返って、今大震災で得た教訓が、年を追うごとに忘れられてきていくような気がしてならない。住民同士の支えあい、助け合いの橋渡しは社協の重要な仕事。しかし、この活動をどれだけ大事にしているのだろうか。▲避難所での“支え合い”は結果である。その結果に結びつけるプロセスが大事だ。復興住宅での孤独死は、今も後を絶たない。「自分たちの町は自分たちで守る」住民自治が本当に根付くまちづくり。「一人の不幸も見逃さない」まちづくり。“土台”として常に持ち続けたい大事なテーマである。▲今年もこの二月に神奈川県下の社協“五人衆”がやってくる。今は交流が中心となつたが、単に旧交を温めるだけではなく、年に一度は原点に立ち返らせててくれる。そんな機会も大事にしたい。

# 支援費制度の課題 Vol. 2

福知山学園第二翠光園施設長 塩見正人さんに聞く

## アンケート調査から見えてきたもの —真に利用者本位の仕組みづくりを—

### ■ 調査、要望活動を実施

京都知的障害者福祉施設協議会では支援費制度への移行後、直ちに国・京都府・京都市に対する要望に向けた基礎データづくりを目的に、会員施設の要望・意見の集約や実態調査を実施しました。

調査では、障害児・者自身の真のニーズに応える諸制度の整備を図るために、在宅支援、施設支援の領域を問わずそれらの実態・課題について、施設関係者自身が日々直面している厳しい現実や支援費制度そのものの問題点等をより具体的に提示してもらいました。

その結果、会員施設から各施設での実態、実践現場での「生の声」が寄せられ、様々な課題が明らかにされました。京都知的障害者福祉施設協議会では、特に下記の項目を改善課題として、要望活動を行いました。

塩見さん自身は、こうした支援費制度について次のように述べています。

今回の支援費制度への移行は、「施設か

ら地域へ」「選択と自己決定」「利用者主體の質の高いサービス提供」などの崇高な理念のもと、制度が導入されるという期待

しかし、混乱の中で明らかにされた内容はあまりにも理念とかけ離れ、施設福祉のみでなく在宅福祉の領域からも疑問や失望の声が上がっています。

支援費制度への移行が実施された昨年は京都府内の障害者福祉施設にとっては、変革の波に洗われた年でした。各施設とも新制度移行後の混乱は未だ収束していない状況にあると思われます。一方、国レベルでは十七年度の介護保険制度の見直しに伴う障害福祉分野の介護保険への組み込みや障害施設体系の見直しが論議され始めるなど、次なる「大改革」が動き出している状況にあります。

そこで、今号は昨年の乙訓福祉社会に続き（本紙）「〇〇三年六月号に掲載）、福知山学園第二翠光園（知的障害者入所更生施設）の施設長で京都知的障害者福祉施設協議会の企画・調査研究委員長の塩見正人さんに支援費制度の現状と課題についてお聞きしました。

- ① 施設の定員規模により定められている支援費単価について、規模により格差が生じ、特に「大規模施設」では顕著に収入の減少となってしまっていること。
- ② 大部分の施設については、現行の行政からの補助金が施設運営にあたって大変重要になっており、今後もこれら補助金の有無が運営を左右しかねないこと。
- ③ サービス提供にあたる契約締結において、本人の意思判断能力が充分でない中、施設は様々な困難を抱えしており、具体的な公的支援策が不足していること。
- ④ 障害程度区分の判断基準及び市町村による聴き取り調査について、判断基準が抽象的で漠然とした内容を含んでおり、担当者によって判定結果が異なる恐れがあること。また、調査の設問項目が介護・身体面に偏重しているため、知的障害や自閉症、行動障害の特性に応じた視点を加えるとともに、必要に応じ程度区分の見直しを行うことが求められること。
- ⑤ 重度・重複加算における三障害（三種以上重複の場合）加算について、そもそも三障害が要件であることの妥当性。単一の障害であるがゆえに重度加算が認められていないこと。通所施設の重度・重複に該当する利用者が認められていないこと。（加算認定対象七種類の障害の内、五種類が身体障害であり、知的障害と精神障害は一種類しか判断されないこと。また手帳の取得には至らないが個別支援が必要な利用者の待遇（加算）等が必要なこと。）
- ⑥ 強度行動障害加算について、利用者の実状に即した加算となっていないこと。該当する入所施設利用者のみに加算されており、同じく該当する通所施設利用者がいても認められていないこと。
- ⑦ 職員配置基準のガイドラインは、施設待遇の実態に即したものとなっておらず、改定を要すること、また基準数に見合った支援費額が支給されていないこと。
- ⑧ 支援費制度への移行に伴いニーズ・利用の増大が見られる在宅支援部門について、ニーズに対応する供給不足の問題やこれらに対する公的支援が不充分であること。（この背景には、知的障害者のデイサービスセンターの支援費単価が老人、身障のそれに比して大きな隔たりがあること。また、知的障害者ホームヘルプサービスのガイドヘルプ〈外出介護〉が制度化はされているものの、多くの自治体で導入されていない等の課題がある。）



にこの制度を整え、発展的に進めていこうとする姿勢だと思います。そして、措置制度下での矛盾点を繰り返さない為、謙虚にそれぞれの立場で自省し、真に利用者本位の仕組みづくりや必要とされる支援の量と質の確保を目指すこと、これこそ障害者福祉に関わる全ての者が持つべき根源的な使命であるはずです。

■福知山学園における今後の改善方向  
さて、この大転換期、

要性」や「支援の困難性」を反映した障害区分や支援費等が期待されましたが、「定員規模」による乱暴な単価設定、知的障害や自閉症等の特性とは無縁の「重度重複計算」など、納得し難い内容になりました。

このように問題山積みで出発した支援費制度ですが、何故か「大規模施設」以外の施設では楽観的な見方もあり、「これまでいのだろうか」と考へ込んでしまいます。肝心なのは、単価や試算で一喜一憂するのではなく、施設、行政等の立場を越え、新制度の未整備な部分を検証し、互いに補いながら、掲げられた理念の実現の為

①入所機能一辺倒でなく在宅支援の機能を付加し充実化する  
②自活訓練事業の活用やグループホームの立ち上げにより地域生活移行を進める  
③生活環境改善やQOL向上策として施設内の環境改善（小規模化・個室化など）を計画的に進める  
④個々の障害やニーズに応じた「自立」支援を強める

援を強める  
⑤自閉症や行動障害への的確で専門的な支援力を向上させる  
⑥児童施設、成人施設、高齢者対応施設として基本的支援を向上させ施設を特色化す

にこの制度を整え、発展的に進めていこうとする姿勢だと思います。そして、措置制度下での矛盾点を繰り返さない為、謙虚にそれぞれの立場で自省し、真に利用者本位の仕組みづくりや必要とされる支援の量と質の確保を目指すこと、これこそ障害者福祉に関わる全ての者が持つべき根源的な使命であるはずです。

支援費制度には、制度開始一年目にして制度を支える財政問題が今後の大変な課題として浮上しています。平成十五年度は五百十六億円の予算に対し、利用者の増加により百億円不足する事態が表面化し、その後、省内予算のやりくりで乗り切ったものの、十六年度以降も予算不足が確実視されています。

こうした中で厚生労働省は、いま見直しが進められている介護保険制度と障害者支援費制度との統合を視野において関係団体との協議を進めつつあり、本年六月を目途に統合後の制度の枠組みをまとめようとしています。

しかし、この統合問題については障害者団体サイドからは、自己負担増やサービス切り下げ等への懸念があり、今後かなり厳しい議論が本格的に展開されていくと思われます。

支援費制度と比べて介護保険はさまざまな制度的な欠陥を持っている。長期的には、高齢者も障害者も含めて、「だれもが必要が生じたときに、必要なだけ」介護・介助サービスが受けられるようにする介護保険の老障一元化が、次の課題。

（参考）介護保険と支援費制度の違い（中西正司・上野千鶴子著「当事者主権」より要約）

（1）介護保険には「割の本人負担がある／支援費制度は応能負担であり、年金収入のみであれば自己負担はゼロである。

（2）自立の理念が異なる／介護保険ではサービスを利用しないことが「自立」の目標、支援費制度ではサービス利用を前提とした自立の達成、と「自立」の概念が異なる。

（3）アセスメント方法が異なる／介護保険ではサービスの標準化が行われているが、障害者はサービスではもつと自由で制約がない。

（4）介助者の資格制度が異なる／介護保険・支援費制度に共通する身辺介助・家事援助については「三級ヘルパー資格、支援費制度では加えて移動介助・ガイドヘルプ、日常生活支援などの新たな資格制度が作られた。

（5）ケアマネジメント制度が異なる／介護保険では都道府県認定資格のケアマネジャーによるマネジメントが必要、障害ケアマネは府県レベルの養成はしたが制度化はされず、セルフマネジメントケアが基本となっている。

（6）介護保険では介護五の最高度数で月額三十五万円の上限が設定されているが、支援費制度は（当初提案された）上限を撤廃している。

（7）社会参加の意味が異なる／介護保険の社会参加は制約があるが、障害者の社会参加は当事者が決める。

# 基礎構造改革下での新しい福祉展開に対応するため

## 京都府社協中期計画策定の取り組み

現在、本会では昨年より「社協組織のネットワーク性を生かした総合機能を発揮し、個人の尊厳とノーマライゼーション理念の息づく福祉社会の実現」をめざした「京都府社協中期計画」づくりを、精力的にすすめています。その取り組み経過のポイントを紹介します。

### ●「活動強化推進計画」（平成七年五月策定）から

本会では、これまで平成七年五月に策定した「活動強化推進計画」を、毎年事業計画に具体化しながら、事業を進めてきました。そして、平成十一年六月に施行された社会福祉法等による基礎構造改革下での新規事業に対する取り組みが、これまでの事業の達成度や今後のあり方を検討することにより、中期計画の策定や将来的な事務局機構のあり方を検討することになげる重要な作業でした。

この事務事業評価の「最終報告」では、事務局全体、各部門ごとに今後のある方向について、一定の方向づけや課題整理を行うことができました。

特に事務局全体の評価でポイントになった点は①本会の支援すべき対象者や団体をどのように捉え、どのように対応すべきなのか。時々の社会情勢や広域的ニーズを踏まえた支援対象の再検討が必要である。②

### ●府社協職員全員で事務事業評価作業にとりくむ

まずは、平成十三年度に、府社協職員全員で本会の事務・事業評価作業に取り組みました。この「評価作業」は、本会の個別

挙げられるが、各事業と財源との関係について事務局内で共通認識しておく必要がある。特に自主財源事業については、本会のあるべき活動目標との関係を確認することが必要である、と三点にわたり指摘しています。

### ●京都府社協中期計画策定指針の作成に取り組む

次に平成十四年度は、計画策定委員会で中期計画の策定に向けて、中期計画の骨子

となる「京都府社協中期計画策定指針」を作成しました。（本機関紙二〇〇三年、十一月号に抜粋・要約を掲載）

指針を作成するにあたっては、全職員の意見を反映するために①本会をめぐる「情勢・現状・課題」についてアンケートをとりました。それは、一言でいうと事務局内に多くの「職員参画」と「問題意識の共有・

として、「指針」で決定した「四つの基本目標」「五つの基本的役割」を具体化するため、本年度においては「重点課題」、「重要事業項目」、「事業実施項目」を検討し、平成十六年四月から平成二十一年三月までの五年間の「年次計画」を策定する作業をすすめています。

検討にあたっては、昨年の策定委員会を継続し各分野からの意見を聞きながら、事務局内論議と有機的な連携を図りすすめています。

また、本会の理事の中から計画策定担当理事を選任し、策定担当理事会で審議をした後、三月に開催予定の理事会、評議員会において最終案を審議することになります。従って、平成十六年度は決定された中期計画を実践していくスタートの年度になります。

### ●本計画の策定経過における特徴

本計画の策定経過における特徴は、これまでの二年間の議論の積み上げのもと、徹底した全職員の参画で作業をすすめてきていたのです。今年度も前年度の運営の工夫

## ■検討している重点課題（案）

- 重点課題1 府民の権利主体性の発揮を支援するための事業推進
- 重点課題2 福祉コミュニティづくりの中核となる市町村社協の支援
- 重点課題3 生活支援を通じた福祉ニーズの総合的な把握・共有・解決
- 重点課題4 今日的福祉課題を調査・分析・提言するシンクタンク機能の発揮
- 重点課題5 地域福祉を推進する福祉関係及び他分野の機関・団体との連携
- 重点課題6 人権感覚豊かな福祉人材の確保・養成
- 重点課題7 民間福祉活動を支える社会福祉事業経営支援、及び福祉サービスの質の確保・向上を図る事業の推進
- 重点課題8 京都府社協組織基盤の強化

を踏襲しながら、更に徹底した形で運営しています。部課単位の縦割りではなく、局内を横断的に全職員が六つのグループに分かれ、レポーターを設定し議論を開催してきました。今まで六つの『小グループ職員会議』を

四クール実施、その前後では必ずプロジェクト会議を実施していますので、プロジェクト会議の開催回数は十数回にわたっています。策定委員会は、本年度に入ってから現在（一月末）までに四回開催しています。また、中期計画は五年間で本会の取り組

む実践課題を計画化するのですが、社会福祉が短期間に激変している状況のもとで、計画を実践した三年後には、福祉関係者も含む府民からの外部評価・意見も聞きながら、中間的な見直しを行なっていく予定にしています。

## ■京都府社協中期計画策定委員（敬称略）

氏名	所属等	選出区分
津止 正敏<委員長>	立命館大学産業社会学部教授	研究者
山岸 孝啓<副委員長>	特別養護老人ホーム／吉祥ホーム施設長	社会福祉施設
都鳥 正喜	京都市社協地域福祉推進室長	社協
山下 宣和	綾部市社協管理部総括管理者	社協
桑原 教修	児童養護施設／舞鶴学園施設長	社会福祉施設
新谷 篤則	知的障害者授産施設／まいづる作業所施設長	社会福祉施設
加藤 博史	龍谷大学短期大学部教授	NPO・ボランティア
美留町利朗	(株)地域計画医療研究所代表取締役	研究者

※ 京都市社協の人事異動により、平成15年度は（旧）大谷善一委員⇒（新）都鳥正喜委員に交替となりました。

### ボランティア保険

わずかな保険料で、傷害部分（ボランティア自身のケガ）と、賠償責任部分（活動中他人の身体・財物に損害を与えたとき）が補償されます。

保険料一名につき

Aプラン 300円 Bプラン 500円

### ボランティア・福祉活動等行事保険

### 福祉事業総合補償制度

### まごころワイト

問合わせ・申込先 もあります

（福）京都府社会福祉協議会

京都市中京区竹屋町通烏丸東入る清水町375  
TEL 075-252-6295



支える「安心」 勇気ある一步を

**きばってます!**



## ～市町村社会福祉協議会の活動紹介～



■綾部市社会福祉協議会会  
第参回あやべ寄席

〔会場〕一・「ビル」  
〔実施主体〕第参回あやべ寄席実行委員会  
(あやべ福祉フロンティア・綾部ローター  
ークトクフブ・ふるさと綾部の老人を守る  
会・綾部共同作業所・綾部市社協)  
〔参加人数〕二七〇名

者数の心配がされたが、厳しい寒さにも関わらず、約二七〇名の参加者があった。前座では緊張感あふれる津軽三味線の演奏からはじまり、続いて地元出身の落語家のお話しで会場がわきあがり、メインに腹話術師千田やすしさんによるプロの技を思う存分楽しんでいただいた。

この寄席には誰もが参加しやすく、樂しめるよう、地元NPO団体による送迎サークル、託児ルーム、パソコン要約筆記、磁気誘導ループの設置など様々な条件を整え

〔会場〕	長岡市中央公民館 三階
〔実施主体〕	乙訓地区社会福祉協議会連絡 協議会
〔乙訓二市一町ボランティア研修会実行委員会〕	乙訓二市一町ボランティア研修会実行委員会
〔参加対象・人数〕	ボランティア活動者、 ボランティア活動に関心のある人
〔定員〕	100名
〔事業の目的〕	市町村の枠を越えてボラン

- ・ 第三分科会「はじめてをつなげるため」
  - ・ これからボランティア活動を始めた人やもう一度基本に戻りたい人が対象
- ・ まとめ
- ・ 全体交流会

## 〔事業の概要と特徴〕

など天候の影響で来場

## 第二回乙訓市・町ボランティア研修会

ぐり、そのPR方法について学ぶ  
第二分科会「あなた。彼（彼女）。  
私。」って何？」

■向日市・長岡京市・大山崎町社会福祉協議会

第一分科会「あなたのグループ応援します」

地域福祉の推進を図る中核的な役割を担う社協として、今後このネットワークをさらに深め、更なる事業展開にいかしていくべきだと感じている。

オリエンテーション  
実行委員会制作・出演による劇  
分科会

今回で三回目を迎えるこの寄席には、舞台はスタッフの実家である畠屋のものを使用するなど、それぞれ家にあるものを持ち寄り、手作りの寄席となつたが、地域福祉を進める福祉関係五団体で構成された実行委員会でそれぞれのアイディアを出し合ひ協議を重ねるなか、一人一人が役割と連携を図ることでより本格的なものとなつた。

第二回目開催にあたり、ボランティアが主体的に参画し、より地域に密着した活動に活かせる研修会を開催できるよう実行委員会を組織し、実行委員となつたボランティアを中心企画運営。

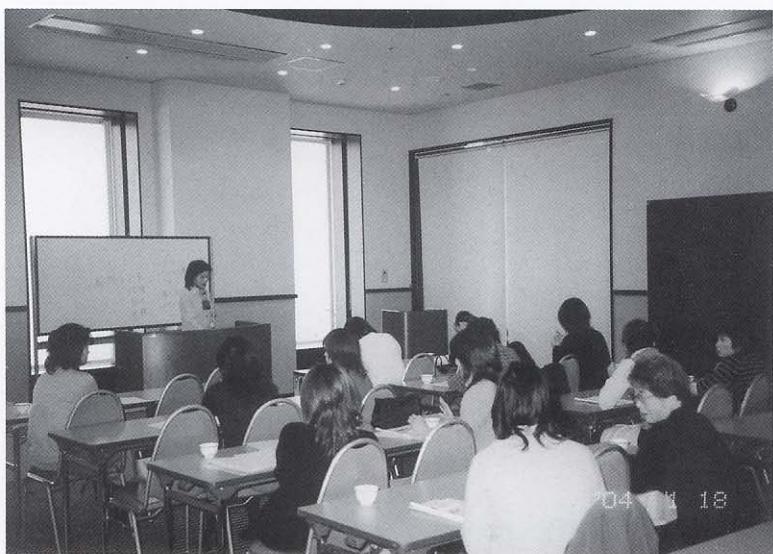
た。難聴の参加者からは、「話しの内容がよく理解できて、心のそこからみんなで笑ふことができました」との声。

ティア同士が研修や交流を深めることによってお互いが励ましあい、共感することによって、今後自分たちの活動が充実したものへ

## 母子家庭等自立支援センター

京都府社会福祉協議会では、平成十五年六月に「母子家庭等自立支援センター」を府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内に開設しました。

総務省の労働力調査によると、平成十五年十一月の全国の完全失業率は五・二%、近畿の完全失業率は六・二%となつていま



長年、専業主婦で仕事から遠ざかっている方、また面接に行つてもなかなか採用まで結びつかない方に、適切なアドバイスと有益な情報を伝えていく  
て 話合へ質問をしながら 一窗に教  
えていただきました。

本センターは、家庭の状況や就業経験等に応じて適切な助言を行う就業相談のほか、就業準備セミナーの開催や巡回相談を実施しています。また求職登録者には、京都府社会福祉協議会福祉人材センター無料職業紹介所とハローワーク・インターネットサービスの求人情報を提供しています。

ます。加えて児童扶養手当の減額によ  
り、計への影響を考えると、自立に向けた  
支援が急務になっています。

四月の七・六%から数字上は改善傾向を示していますが、依然として厳しい雇用市場が続いています。特に母子家庭等(寡母家庭・父子家庭)の就労は困難な状況に

総務省の労働力調査によると、平成十五年十一月の全国の完全失業率は五・二%、近畿の完全失業率は六・二%となつていま

京都府社会福祉協議会では、平成十五年六月に「母子家庭等自立支援センター」を府立総合社会福祉会館（ハートピア京都）内に開設しました。

す。四月の七・六%から数字上は改善傾向を見せていますが、依然として厳しい雇用環境が続いています。特に母子家庭等（寡婦家庭・父子家庭）の就労は困難な状況に

あります。加えて児童扶養手当の減額による家計への影響を考えると、自立に向けた就業支援が急務になっています。

卷之三

「こと」で就業の機会を確保していくことを目指していきます。

が見えてきます。

んでおられる方に気軽に相  
るよう、また地域的な特性  
を応じることができるようつ  
に京都府内の各地域を回つ

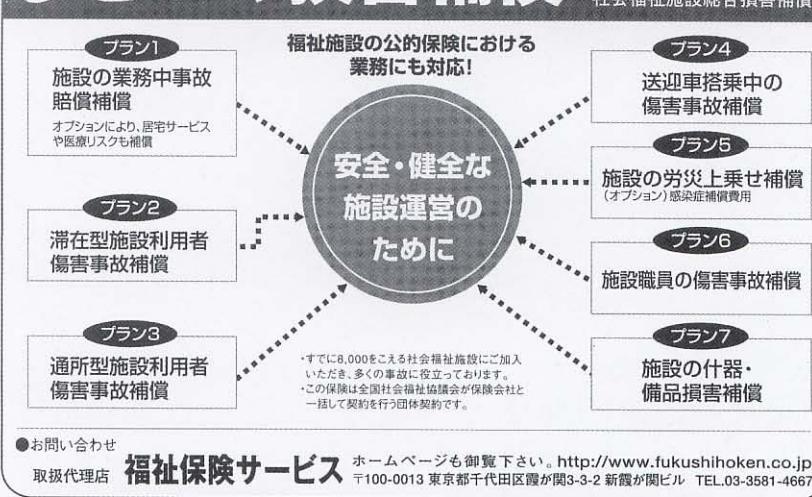
ができるよう、これからも相談に来られた方の話に丁寧に耳を傾けていきたいと思っています。相談者からの「就職、決まりました!」との報告が、センターアドバイス員にとって一番の喜びとなっています。

は十二月末の  
り約半年が経過し、本セン

て一番の喜びとなっています。

社会福祉施設総合損害補償

# 全国社会福祉協議会 しせつの損害補償



# 運営適正化委員会より

**苦情は利用者からの大切な贈り物**

苦情の申出がしやすい環境づくり

京都府社協福祉サービス運営適正化委員会

ではじこ。

会は、「福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決する」ことなどを目的に、平成十三年一月に設置されました。三年が経過し、当委員会への苦情相談・問合せ件数は、増加の傾向にあります。

当委員会業務に関する「問合せ」等を除いた「相談」だけをみると、前年度四十件に対して、今年度は十二月末時点での五十件となっております。

福祉サービス別に集計すると、前年度は高齢福祉関係者が一番多く、「児童」「障害福祉」を続けていました。今年度は、障害福祉関係者からの相談件数が他の種別を上回り、その増加が目立っています。

五十件中には、同一人物からの相談があり、実数は三十六名と思われます。そのうち三分の一が、匿名希望の相談でした。「苦情の申出がしやすい環境が整っている」とはいえない状況がうかがえます。その一部を紹介します。

A 「利用料について、不信感がある。波風を立てずに、おだやかな形で納得のいく説明をもらいたいが、施設には連絡しない

い場合があります。  
ある児童施設の保護者から、次のような  
相談がありました。

苦情解決において大切なことのひとつは、利用者に対する「事業者の責任ある説明」といわれています。

施設にとっては、毎回同様のことです。利用者への丁寧な説明は不要と思われるとしても、利用者にとっては、そういうでない場合があります。

けでもいいと言われば、それまで…」

C 「回族経営の施設で、公私混同がまかりとおつてじる。（利用者の）親は意見があつても、立場が悪くなるのを恐れて、何も言わない。『あそぶ雰囲気ではない。』」

D 「待遇について要望したら、『施設は、ひとりの利用者のためにあるのではない。不満があれば退所したらいい。』と職員か

苦情解決において大切なことのひとつは、利用者に対する「事業者の責任ある説明」といわれています。

施設にとりては、毎回同様のことじで、利用者への一寧な説明は不要と思われるとしても、利用者にとりては、そういうでない場合があります。

「寄生虫検査のための検体を持つて行ったが、締切日が過ぎていて受取つてもいけなかつた。」と云うのです。

この事例は、苦情内容と申出人名を施設に伝えることに同意がありました。施設側は、その日のうちに、その保護者と話し合ひ、「受取れなかつた事情」を説明し、「解決」に至りました。受取つてもらえるようになったのではないか。施設側の事情を利用者が納得したわけです。

この保護者は、以前に別の施設を利用していく、そこでも同様の検査をしています。が、その扱いは、今回とは若干異なつてゐるようでした。もし、苦情が表面化しなければ、「前の施設はこうであつたのに」という「現施設への不信感」はくすぶりつづけることになつたのではないかと思われます。

こゝへした小さな不信感が積み重なるとすれば、利用者・事業者双方にとって、望ましくないことは言つまでもありません。

「苦情」と云つて葉には、マイナスイメージがありますが、「利用者の声」「利用者の思い」として受けとめ、サービスの改善、質の向上につなげることができるならば、事業者にとって「苦情は利用者からの大切な贈り物」となります。苦情の申出がしやすい環境を整えていくことが、社会福祉関係者にとって重要な課題となつてゐます。

〈訂正とお詫び〉 前号(No.436) 5ページ、『子育てサロン・サークルマップ』で、井手町を『井出町』と誤って記載しておりました。お詫び申し上げます。

「京都の福祉」へのご意見、感想、とりあげてほしいテーマなどお寄せください。

京都府社会福祉協議会

TEL: 075-252-6291

FAX: 075-252-6310

e-mail:daihyo@kyoshakyo.or.jp